

## 弘前市総合学習センター 環境衛生維持管理業務仕様書

本業務は、建築物の衛生的環境の確保に関する法律、同法施行令及び同法施行規則、水道法、簡易専用水道法、その他関係法令に基づき、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

## 1 業務場所

所在地 弘前市大字末広4丁目10番地1

名称 弘前市総合学習センター（以下「学習センター」という。）

## 2 業務内容

- (1) 建築物環境衛生管理監督業務
- (2) 空気環境測定業務
- (3) ねずみ・害虫等防除業務
- (4) 受水槽清掃点検業務（年2回の法定水質検査を含む）
- (5) 阻集器清掃点検業務

## 3 技術者の選任

発注者（以下「甲」という。）は、この契約において、受注者（以下「乙」という。）は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律で定める有資格者の中から、建築物環境衛生管理監督業務は、統括管理技術者（以下「管理技術者」という。）を、その他の業務は技術者を選任するものとする。

この場合において、乙は、当該業務に就くための資格要件に応じた有資格者であることを証明する書類の写しを添えて、名簿を提出するものとし、異動があった場合も同様とする。

## 4 業務を実施するうえでのサービス及び規律

乙は、委託業務に従事する者のサービス及び規律に関して、使用者としての一切の責任を負うものとし、

次の行為は甲の許可なくして行ってはならない。

- 甲の指定する場所以外の場所並びに指定する時間以外の時間に、火気を使用すること。
- 業務上必要のない場所に立ち入り、又は許可なく備品等を移動し、使用し、若しくは持ち出すこと。
- その他甲の業務に支障を与え、又は甲の施設管理に障害となる行為をす

ること。

## 5 業務用機材等の準備

適切かつ効率的に業務を遂行するために、必要な機械器具及び消耗品を用意するものとし、その費用は乙の負担とする。

## 6 環境への配慮

乙は、甲が実施する環境保全に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限り協力すること。

### (1) 建築物環境衛生管理監督業務

#### ア 管理技術者による管理

当該業務は、管理技術者により行うものとする。

#### イ 関係帳票の整備

管理技術者に法令の定める管理用帳簿書類を整備し管理するものとする。

#### ウ 管理基準適合のための提案

管理技術者は、学習センターの環境衛生の管理について、建築物環境衛生管理基準上必要があると認めたときは、その管理方法等について意見、提案を行うものとする。

#### エ 作業計画表の提出

学習センターの衛生的環境維持に関する関係業務のうち、「空気環境測定業務」、「ねずみ・害虫等防除業務」、「受水槽清掃点検業務」、「阻集器清掃点検業務」に関する年間の作業計画表を作成し、甲に提出するものとする。

#### オ 業務の進行状況の把握

管理技術者は、学習センターの衛生的環境維持に関する関係業務全体の実施状況について、管理用帳簿書類により把握に努めなければならない。

#### カ 臨時的措置への対応

管理技術者は、業務を遂行するために、学習センター内の機械設備を操作する等の必要がある場合は、事前に申し出るものとし、学習センター職員の立合いの下で操作しなければならない。

## (2) 空気環境測定業務

### ア 業務の範囲及び測定箇所

空気環境測定は、学習センター内の次の場所を対象とする。

- 1階 : 階段前ホール、市民課城東分室、事務室、地域交流室、第1・2学習室(フレンドシップルーム:旧適応指導教室)
- 2階 : 廊下、集会室、多目的ホール
- 3・4階 : 各研修室
- 外部 : 外気

### イ 測定の方法

測定の方法は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第1号イ表」の上欄に掲げる事項を、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条第1項」に規定する器材等を使用して測定するものとする。

### ウ 測定回数

測定回数は、施行令第3条第2項に基づき、2月以内ごとに1回とし、委託期間中6回

(5月、7月、9月、11月、1月、3月)とする。

### エ 測定結果の報告

乙は、測定業務を完了後「測定記録表」により、甲に報告し、検査を受けなければならない。

### オ 測定実施の日時

測定を実施する日時については、甲、管理技術者、技術者が協議のうえ決定するものとする。

## (3) ねずみ・害虫等防除業務

### ア 業務概要

○当該業務は、「総合的有害生物管理」の手法により実施することを基本とする。

○業務の範囲は、ねずみ・害虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除業務を行うものとする。

○業務委託施設及び防除面積は、次のとおりとする。

地上4階建延べ床面積 5,882.80 m<sup>2</sup>

イ 生息実態調査

○的確に発生の実態を把握するため、生息密度法に基づき、生息実態調査を実施するものとする。

ウ 標準的目標の維持

○次の目標水準を設定し、対策を行うものとする。

1)許容水準

「環境衛生上良好な状態」を維持するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施工規則により、6ヶ月に1度、発生の見られる場所では、2ヶ月以内に1度以上、定期的な調査を継続するものとする。

2)警戒水準

「放置すると今後、問題になる可能性がある場合」

① 警戒水準に該当する区域が確認された場合は、甲に対しその区域の整理、整頓、清掃など環境整備について助言するものとし、発生頻度の高い場所では、甲および管理技術者の了解を得て、人への健康被害の影響がないことを確認した上で、要所に掲示し、毒餌などを中心に薬剤処理を行う。

② 許容水準をクリアしているにもかかわらず、複数の発生が確認された場所では環境の悪化が懸念されるため、甲に対し清掃等を中心とした環境整備について助言するものとする。

3)措置水準

「ねずみや害虫の発生を目撃することが多く、すぐに防除作業が必要な状況」と判断した場合は、発生源や当該区域に対して環境改善対策を実施すると同時に、薬剤や器具を使った防除作業を実施するものとする。

○以上の対応により、実施後に行う評価において「許容水準」が満足された状態の維持に努めるものとする。

エ 有効かつ適切な防除手法の組み合わせによる実施

○環境整備を含めた発生源対策、侵入防止対策を行うものとする。

○環境整備等について、発生を予防するという観点から、管理技術者の下で実施するものとする。

○区域の状況に応じて、薬剤やトラップの利用、侵入場所の閉鎖等適切な手法を組み合わせ実施するものとする。

オ 対策の評価、報告

○対策の結果について、「総合的有害生物管理」の基本理念に基づき、有害生物の密度と防除効果等の観点から、実施した内容、効果について、標準的目標水準に則して評価を実施し、その結果を報告するものとする。

カ 使用薬剤および散布頻度

○ねずみ等の防除のため、殺鼠剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法の規定による承認を受けた医薬品及び医薬部外品を用いるものとする。

○薬剤の散布頻度については、ねずみ等の薬品への耐性を考慮し、その使用場所、使用量、使用回数について必要最小限にとどめるものとする。

(4) 受水槽清掃点検業務

ア 清掃点検対象設備

屋内受水槽 13.2 トン (FRP製)

イ 関係法令等の順守

業務を実施するに当たっては、この仕様によるほか、水道法、簡易専用水道法及びその他の関係法令を順守し、実施するものとする。

ウ 業務従事者の健康状態の把握

○業務従事者の健康状態を充分留意するものとし、作業中の事故防止策を図ること。

エ 衛生管理

水槽内で使用する作業衣及び機械器具等は、消毒したものを使用し、作業が衛生的に行われるよう適正に管理するものとする。

オ 清掃・点検の範囲及び内容

○屋内受水槽 (以下「水槽」という。)内の沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質等の除去、清掃及び消毒

○水槽周辺の掃除及び消毒

○排水管の排水口との隙間の確認、生物侵入防止用網の点検

○水槽の蓋の施錠状態の点検

## カ 作業の手順

- 水槽内の水を全て排水し、沈積物、浮遊物質及び壁面等の付着物質等を、完全に除去する。
- 高压洗浄機により水槽内を掃除し、洗浄した汚水の排水は完全に行うこと。
- 水槽の掃除終了後、塩素剤を用いて水槽内の消毒を行うこと。消毒は、2回以上繰り返すこと。
- 消毒後、水槽内を再び洗浄し、消毒排水の排除を完全に行うこと。
- 水槽の水張り終了後は、水槽内及び給水栓末端の残留塩素の測定を行うこと。測定に当たっては、残留塩素の含有率は、遊離残留塩素で0.2 ppm以下であることを確認すること。

## キ 清掃の実施回数

委託期間中 1 回行うものとする。

## ク 水質検査

水質検査の実施は、水道法並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律その他関係法規に基づく各検査項目について、原則として8月及び2月の年2回行うものとする。

## ケ 業務報告

清掃及び水質検査の結果を書類により、甲に提出するものとし、すべての結果報告により当該業務の完了とみなす。

## コ 清掃を行う日時及び水質検査の日時については、甲、管理技術者、技術者が協議のうえ決定するものとする。

## (5) 阻集器清掃点検業務

## ア 業務の内容設置箇所

○学習センター北側の設置の阻集器（グリーストラップ）を委託期間内に1回以上清掃するものとし、汚泥等が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令による適切な運搬並びに処分を実施するものとする。

## ○当該設備の容量

縦：1100mm

横：600mm

深さ：700mm

イ 最終処分の確認及び報告

○排出した汚泥等は、産業廃棄物管理票により最終処分を確認するものとし、その関係帳票を甲に提出するものとする。